

## **常陽 非課税投資信託管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款**

### **第1条 (約款の趣旨)**

この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等(お客さまと当行との取引においては、「公募非上場株式投資信託受益権」が該当します。以下、「投資信託受益権」といいます。)に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社常陽銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

- 2 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、約款その他の当行が定める契約条項及び、租税特別措置法その他の法令に従います。

### **第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)**

お客さまが、非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の12月末日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)又は特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に投資信託受益権の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行または他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが、当行に「非課税口座開設届出書」を提出された場合、当行は即日お客さまの非課税口座を開設します。

ただし、お客さまが提出された「非課税口座開設届出書」が前項の規定により当行に提出することができないものであることが判明したときは、法令に基づき、お客さまの非課税口座はその開設の時に遡り、非課税口座に該当しないものとして取扱われます。その場合、以下の各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① 当該判明時よりも前に非課税口座で既に購入した投資信託受益権がある場合は、ご注文日に遡り、一般口座で購入されたものとして取扱い、特定口座を開設している場合には、その後当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。
- ② 前号により一般口座または特定口座で取扱われることとなった投資信託受益権にお

いて、収益金（普通分配金）が当該判明時よりも前に発生し、既にお客さまに非課税で支払われている場合には、当行はそのお支払い日に遡って、税相当額をお客さまから源泉徴収等させていただく義務が発生します。その場合当行は、当該税相当額をお客さまの指定預金口座からお引落しさせていただきます。

- 4 お客さまが、非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出いただきます。
- 5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受付けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
  - ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受付けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 6 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に投資信託受益権の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 7 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

### **第 3 条（特定累積投資勘定の設定）**

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にある場合は、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

### **第 3 条の 2（特定非課税管理勘定の設定）**

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

### **第 4 条（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）**

特定非課税累積投資契約に基づいた投資信託受益権の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

### **第 5 条（特定累積投資勘定に受け入れる投資信託受益権の範囲）**

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託受益権(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる投資信託受益権のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「非課税口座 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託受益権で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた投資信託受益権の取得対価の額(購入した投資信託受益権についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した投資信託受益権についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該投資信託受益権を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した投資信託受益権の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている投資信託受益権の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託受益権を除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する投資信託受益権

#### **第5条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託受益権の範囲)**

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託受益権(当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取扱店に保管の委託がされるものに限り、「非課税口座 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託受益権で①、②に掲げるものを除きます)のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした投資信託受益権、当行から取得した投資信託受益権又は当行が行う投資信託受益権の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得した投資信託受益権で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託受益権の取得対価の額(購入した投資信託受益権についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得した投資信託受益権についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該投資信託受益権を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託受益権を除く。)
    - イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている投資信託受益権の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合
    - ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した投資信託受益権の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
  - ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託受益権
- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式、投資信託受益権等を受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定され

た銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

#### **第6条（譲渡の方法）**

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡は、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による投資信託受益権の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の取扱店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡は、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託受益権の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の取扱店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- 3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による投資信託受益権の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の取扱店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

#### **第7条（非課税口座内投資信託受益権の払出しに関する通知）**

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託受益権の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託受益権で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内投資信託受益権であった投資信託受益権を取得した者）に対し、当該払出しがあった投資信託受益権の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託受益権の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施

行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する投資信託受益権で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内投資信託受益権であった投資信託受益権を取得した者)に対し、当該払出しがあった投資信託受益権の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 3 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託受益権の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する投資信託受益権で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内投資信託受益権であった投資信託受益権を取得した者)に対し、当該払出しがあった投資信託受益権の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 4 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託受益権の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5 条の 4 第 1 項第 1 号口及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託受益権で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内投資信託受益権であった投資信託受益権を取得した者)に対し、当該払出しがあった投資信託受益権の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

#### **第 8 条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)**

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします(第 2 条第 7 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託受益権は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座 継続適用

届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### **第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)**

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第7項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託受益権は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「非課税口座 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
  - ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### **第9条(手数料)**

当行は、お客さまの非課税口座に設定された累積投資勘定及び特定累積投資勘定におけるお取引については、購入及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理・維持等に係る口座管理手数料はいただいております。

#### **第10条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)**

当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「非課税口座 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
  - ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当

該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託受益権の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

#### **第 11 条 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)**

当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
  - ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

#### **第 12 条 (非課税口座取引である旨の明示)**

お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得した投資信託受益権、又は当行が行う投資信託受益権の募集により取得した投資信託受益権を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りません)。

- 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合において、受け入れようとする投資信託受益権の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の投資信託受益権について、また特定非課税累積投資勘定の場合において、受け入れようとする投資信託受益権の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の投資信託受益権については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- 3 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託受益権を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託受益権を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している投資信託受益権を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡するものとして取扱います。

### 第13条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「非課税口座 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「非課税口座 帰国届出書」の提出をしなかった場合租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「非課税口座 継続適用届出書」を提出した場合を除く）  
租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

### 第14条（合意管轄）

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 第15条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

### 附則

この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。

(2024年1月1日現在)



## **常陽 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款**

### **第1章 総則**

#### **第1条 (約款の趣旨)**

この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社常陽銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

- 2 当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- 3 お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、約款その他の当行が定める契約条項及び、租税特別措置法その他の法令に従います。

### **第2章 未成年者口座の管理**

#### **第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)**

お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に投資信託受益権を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行又は他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出いただきます。
- 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2024年1月1日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている投資信

託受益権について行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に投資信託受益権の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。))の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

### 第3条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する投資信託受益権をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。))以下、「未成年者口座内投資信託受益権」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。

### 第4条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における投資信託受益権の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

### 第5条 (未成年者口座に受け入れる投資信託受益権の範囲)

当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託受益権(当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取扱店に保管の委託がされているものに限ります。))のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる投資信託受益権で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。))に受け入れた投資信託受益権の取得対価の額(購入した投資信託受益権についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した投資信託受益権についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた投資信託受益権についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。))の合計額が80万円が(②により受け入れた投資信託受益権があるときは、当該投資信託受益権の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。))により取得をした投資信託受益権、当行から取得をした投資信託受益権又は当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する投資信託受益権の募集に該当するものに限ります。))により取得した投資信託受益権で、その取得後直ちに当該

未成年者口座に受け入れられるもの

- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託受益権で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託受益権（②に掲げるものを除きます。）
  - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年の経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託受益権
  - ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する投資信託受益権
- 2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる投資信託受益権のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる投資信託受益権で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる投資信託受益権（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた投資信託受益権があるときは、当該投資信託受益権の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
  - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託受益権
  - ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する投資信託受益権

#### 第 6 条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡は、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法又は租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による投資信託受益権の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の取扱店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

#### 第 7 条（課税未成年者口座等への移管）

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る投資信託受益権（第 5 条第 1 項第 1 号ロ若しくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
    - イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客さまが 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
    - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
  - ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る投資信託受益権 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号若し

くは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管

- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

#### **第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）**

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る投資信託受益権の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該投資信託受益権の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該投資信託受益権に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該投資信託受益権の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の取扱店を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

- ③ 当該投資信託受益権の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する投資信託受益権に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該投資信託受益権に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（投資信託受益権に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

#### **第9条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）**

第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

#### **第10条（未成年者口座内投資信託受益権の払出しに関する通知）**

未成年者口座からの未成年者口座内投資信託受益権の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託受益権であった投資信託受益権を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内投資信託受益権の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

## 第 10 条の 2 (継続管理勘定等への移管)

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

## 第 11 条 (出国時の取扱い)

お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託受益権の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託受益権の受け入れは行いません。

## 第 3 章 課税未成年者口座の管理

### 第 12 条 (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座若しくは預金口座又はお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

### 第 13 条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における投資信託受益権(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する投資信託受益権をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる投資信託受益権又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

### 第 14 条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行への売委託又は解約の申込・償還による方法、当行に対してする方法又は租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による投資信託受益権の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の取扱店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

### 第 15 条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

### 第 16 条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該投資信託受益権の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該投資信託受益権に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
  - ② 当該投資信託受益権の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の取扱店を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと
- イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる投資信託受益権の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る投資信託受益権につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### **第 17 条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)**

第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

#### **第 18 条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)**

お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている投資信託受益権がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該投資信託受益権は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

#### **第 19 条 (出国時の取扱い)**

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 14 条及び第 18 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

#### **第 4 章 口座への入出金**

##### **第 20 条 (課税未成年者口座への入出金処理)**

お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととします。

- 2 お客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 3 出金等を行うことができる者は、お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さま(15 歳以上のお客さまの場合)の同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合(15 歳未満のお客さまの場合を含みます)には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意が必要となります。

#### **第 5 章 代理人による取引の届出**

## **第 21 条（代理人による取引の届出）**

お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

- 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- 3 本契約にかかる取引の相手方は別途届出を受けた運用管理者のみと行うこととし、お客様が 20 歳に達するまでの間は、お客様ご自身からの取引指図等はお受けできません。
- 4 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- 5 お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様と同居の 2 親等内の者に限ることとします。
- 6 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

## **第 22 条（法定代理人の変更）**

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

## **第 6 章 その他の通則**

### **第 23 条（取引残高の通知）**

お客様が 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

### **第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）**

お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした投資信託受益権（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する投資信託受益権をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する投資信託受益権をいいます。以下この項において同じ。）、当行から取得した投資信託受益権又は当行が行う投資信託受益権の募集により取得をした投資信託受益権を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の投資信託受益権を保有している場合であって、未成年者口座で保有している投資信託受益権を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

### **第 25 条（基準年以降の手続き等）**

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

### **第 26 条（非課税口座のみなし開設）**

2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の取扱店において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税投資信託管理契約(同項第 2 号に規定する非課税投資信託管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

### 第 27 条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 1 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合  
その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 1 月 31 日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

### 第 28 条 (合意管轄)

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 第 29 条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

### 附則

この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

(2024 年 1 月 1 日現在)